

弘前市会計年度任用職員（保健師）募集要項

国民健康保険保健事業に従事する会計年度任用職員を募集します。

この公募は、令和3年度の予算の成立を前提に実施しております。そのため、予算成立の状況によっては、公募の中止や採用をとりやめる場合もありますので、予めご承知おきください。

なお、令和3年度予算は、令和3年3月に行われる第1回弘前市議会定例会の議決を経て決定する予定です。

1. 募集職種、業務内容及び採用予定人数

| 募集職種 | 業務内容 | 採用予定人数 | 採用予定日 |
|-------------------|--------------------------------|--------|----------|
| 会計年度任用職員 (保健師) | 特定保健指導及び糖尿病性腎症重症化予防に係る個別訪問指導など | 1人 | 令和3年4月1日 |

2. 応募資格

- ・保健師の資格を有している方。
- ・普通自動車運転免許を有している方（弘前市の公用車を運転し、個別訪問指導に従事していただきます）。
- ・個別訪問受診勧奨に従事する時にマスクを着用し、そのマスクをご自身で用意することができる方。

3. 雇用期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。
以降については、業務が継続する場合、本人の勤務状況等により再度の任用の可能性あり。なお、実際に勤務した日数が15日に達する日までは条件付き採用期間となります。

4. 勤務場所、勤務時間等

| 配属先 | 勤務場所 | 勤務時間等 |
|-------|------------------|---|
| 国保年金課 | 青森県弘前市大字上白銀町1番地1 | <p>勤務時間：週2日（1日あたり6時間）勤務。シフトにより決定（事前にシフトを通知します）。</p> <p>勤務は交替制となり、次の時間の組み合わせによります。</p> <p>① 始業：8時00分 終業：14時45分 ② 始業：9時00分 終業：15時45分</p> <p>休憩時間：45分</p> <p>休日：土・日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）、そのほかシフトにより決定。ただし、業務の状況により休日勤務の可能性あり。</p> |

5. 休暇

(1) 年次有給休暇：任用時に3日を付与。以降再度の任用時に勤続年数に応じた日数を付与。

(2) その他の休暇（取得条件あり）

有給（公民権行使のための休暇、結婚休暇、夏季休暇、忌引休暇、現住所滅失等による休暇、災害等出勤困難による休暇、災害時退勤途上危険回避による休暇、生理休暇）

無給（療養休暇、病気休暇、骨髓等ドナー休暇、産前休暇、産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期介護休暇、妊娠中等定期健診のための休暇、妊産疾病休暇、介護休暇、介護時間）

6. 給与等

- (1) 報酬 時間額 1,289 円
※再度の任用時には報酬が加算となる可能性あり（上限あり）。
- (2) 費用弁償 通勤方法、距離、勤務日数に応じて支給（片道 2km 以上の場合に支給。交通機関利用の場合は定期代（1か月あたり月額 55,000 円以内）、交通用具利用の場合は距離に応じて 31,600 円以内）。
- (3) 期末手当 無し
- (4) 給与締切日 月末締め
- (5) 給与支払日 翌月 21 日

7. 社会保険等

社会保険（協会けんぽ、厚生年金）及び雇用保険には加入しません。

8. 応募方法

次の書類を全て、国保年金課へ持参または郵送により提出してください。

- (1) 履歴書 履歴書（※）に必要事項（氏名、生年月日、押印、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機）を記入し、顔写真を貼付してください。
※履歴書は、市販の履歴書ほか、市ホームページに掲載している履歴書でも応募可能です。
- (2) 保健師免許証の写し
- (3) 普通自動車運転免許証の写し

9. 申込先

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町 1 番地 1
弘前市国保年金課国保健康事業係

10. 受付期間

令和 3 年 1 月 7 日（木曜日）から令和 3 年 1 月 22 日（金曜日）17 時まで（必着）

※郵送による場合は、令和 3 年 1 月 22 日（金曜日）17 時までに到着したものに限り受付します。

11. 選考方法

面接を実施し、採用者を決定します。

12. 服務

任用時に、地方公務員法第 31 条の規定に基づき、服務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）
- (3) 秘密を守る義務（同法第 34 条）
- (4) 職務に専念する義務（同法第 35 条）
- (5) 政治的行為の制限（同法第 36 条）
- (6) 争議行為等の禁止（同法第 37 条）

13. その他

- (1) 地方公務員法第 16 条の欠格条項（次のアからウ）に該当する方は申し込みできません。
- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 営利企業の従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。

14. 面接日及び場所 令和3年1月29日(金曜日)に弘前市役所前川新館4階会議室で行います。
詳細は、該当者に後日別途連絡します。

15. 問合せ先 国保年金課国保健康事業係(電話0172-35-1116)